



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月31日
号外(5)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

○ 人事委員会告示

- ※給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正..... 2

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、ICT統括監」を削り、「地域防災監、地震・危機管理室長」を「地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長」に、「文化財活用推進室長」を「地域デジタル化連携推進室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長」に、「副地域防災監」を「副地域防災危機管理監」に、「ICT企画室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「、競技力向上対策室長」を削る。

別表第2中

| | | |
|---------|--|-----|
| 「近代美術館 | 館長、副館長、総括学芸員、課長 | 」を |
| 「美術館 | 館長、副館長、総括学芸員、課長、教育・コミュニケーション室長 | 」に、 |
| 「琵琶湖博物館 | 館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、新琵琶湖博物館創造室長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐 | 」を |
| 「琵琶湖博物館 | 館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐 | 」に、 |
| 「看護専門学校 | 校長、副校長、次長 | 」を |
| 「看護専門学校 | 校長、次長 | 」に |

改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第8号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表15湖北広域行政事務センターの表中「、理事」を削り、「課長代理」の右に「、所長代理」を加える。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第9号

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の項中「、ICT統括監」を削り、「近代美術館長」を「美術館長」に、「地域防災監、地震・危機管理室長」を「地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長」に、「文化財活用推進室長」を「地域デジタル化連携推進室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長」に、「副地域防災監」を「副地域防災危機管理監」に、「ICT企画室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「、競技力向上対策室長」を削り、「健康福祉事務所の次長」を「健康福祉事務所の次長」に改め、「土木事務所の次長」の右に「、支所次長」を加え、「近代美術館

査所次長」を「美術館の副館長、総括学芸員および教育・コミュニケーション室長」に改め、「、新琵琶湖博物館創造室長」を削り、「自動車税事務所の課長」を「自動車税事務所の課長」に、「長浜土木事務所木食肉衛生検査所次長」を「長浜土木事務所木之本支所の」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示第3号

昭和35年滋賀県人事委員会告示第3号(給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

第1項第2号中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改める。

第2項第1号、第3項および第4項中「滋賀県健康医療福祉部医療政策課」を「滋賀県健康医療福祉部医療政策課
滋賀県健康医療福祉部感染症対策

課」
に改める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。